

昭和三十三年厚生省令第二十四号

臨床検査技師等に関する法律施行規則

衛生検査技師法(昭和三十三年法律第七十六号)第十七条及び附則第三項並びに衛生検査技師法施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第三条、第四条及び第十二条の規定に基き、衛生検査技師法施行規則を次のように定める。

第一章 業務

(法第二条の厚生労働省令で定めるもの)

第一条 臨床検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第一条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 微生物学的検査

二 免疫学的検査

三 血液学的検査

四 病理学的検査

五 生化学的検査

六 尿・糞便等一般検査

七 遺伝子関連・染色体検査

八 (法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査)

九 心電図検査(体表誘導によるものに限る。)

十 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。)

十一 骨筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。)

十二 運動誘発電位検査

十三 基礎代謝検査

十四 脈波検査

十五 超音波検査

十六 磁気共鳴画像検査

十七 眼振電図検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)

十八 重心動描計検査(マウスピース及びノーナークリップ以外の装着器具によるものを除く。)

十九 持続皮下グルコース検査

二十 熱画像検査

二十一 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)

二十二 細血管抵抗検査

二十三 経皮的血液ガス分圧検査

二十四 周波数千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの

二十五 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル二十五デシベルのもの

二十六 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの

二十七 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル四十デシベルのもの

二十八 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)

二十九 電気味覚検査及び紙ディスク法による味覚定量検査

二十二 直腸肛門機能検査

第一章の二 免許

(法第四条第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条の三 法第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行ふことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の四 厚生労働大臣は、臨床検査技師の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(免許の申請手続)

第一条の五 臨床検査技師等に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条の臨床検査技師の免許の申請書は、様式第一によるものとする。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(中長期在留者)及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七号)第十九条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和四十二年法律第八十一号)第十九条の三に規定する中長期在留者)及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。(第三条の三第二項において同じ。)

(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条の三第二項において同じ。)

二 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(登録事項)

第二条 令第二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる事項以外で臨床検査技師名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一 再免許の場合は、その旨

二 免許証を書換交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(名簿の訂正の申請手続)

第二条の二 令第三条第二項の臨床検査技師名簿の訂正の申請書は、様式第二によるものとする。

一 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第三条の二第二項において同じ。)及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の様式)

第三条 法第六条第二項の臨床検査技師免許証は、様式第三によるものとする。

一 免許証の書換交付申請

二 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第三条の二第二項において同じ。)及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の再交付申請)

三 2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えなければならない。

3 令第六条第三項の手数料の額は、三千百円とする。

## (登録免許税及び手数料の納付)

**第三条の四** 第一条の五第一項又は第二条の二第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。  
2 前条第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

## 第二章 試験

## (試験の公告)

**第四条** 臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ官報で公告する。

## (試験科目)

（試験の科目は、次のとおりとする。）

- 一 医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）
- 二 公衆衛生学（関係法規を含む。）
- 三 臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）
- 四 臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）
- 五 病理組織細胞学
- 六 臨床生理学
- 七 臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）
- 八 臨床血液学
- 九 臨床微生物学
- 十 臨床免疫学

（受験の手続）  
試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 生業証明書又は卒業証書の写し若しくは卒業証明書
- 二 令第十五条第一号に該当する者であるときは、卒業証書の写し又は卒業証明書
- 三 令第十八条第二号に該当する者であるときは、医師免許証若しくは歯科医師免許証の写し又は外国の医師免許若しくは歯科医師免許を受けたことを証する書類
- 四 令第十八条第三号に該当する者であるときは、次に掲げるいずれかの書類及び令第十八条第三号に規定する大学又は学校若しくは臨床検査技師養成所において厚生労働大臣の指定する検査並びに採血及び検体採取に関する科目を修めたことを証する書類
- 五 書類
- 六 法第十五条第三号に該当する者であるときは、外國の医学校、歯科医学校、獣医学院若しくは薬学校を卒業し、又は外國で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けたことを証する書類
- 七 写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 八 試験に合格した者には、合格証書を交付する。（受験手数料）
- 九 試験を受けようとする者は、手数料として一万三千三百円を納めなければならない。（合格証書）

## (合格証明書)

**第九条** 試験に合格した者は、合格証明書の交付を申請することができる。  
2 前項の規定によつて合格証明書の交付を申請する者は、手数料として一千九百五十円を納めなければならない。

## (手数料の納入方法)

**第十条** 第七条又は前条第二項の規定による手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

## (登録の申請手続)

**第十一条** 法第二十条の三第一項に規定する衛生検査所（以下「衛生検査所」という。）について同項の登録を受けようとする者は、様式第六による申請書をその衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 衛生検査所の図面
  - 二 検体検査の業務（以下「検査業務」という。）の管理を職務とする者（以下「管理者」といいう。）の同意書（開設者が自ら管理を行う場合を除く。）及び履歴書
  - 三 医師以外の者が管理者である場合には、衛生検査所の検査業務を指導監督するために選任された医師の同意書及び当該管理者の就任に関する当該医師の承諾書
  - 四 専ら精度管理（検体検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を職務とする者（以下「精度管理責任者」という。）の同意書及び履歴書
  - 五 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の同意書及び履歴書
  - 六 次条第十三号に掲げる検査案内書
  - 七 次条第十四号に掲げる標準作業書
  - 八 次条第十五号に掲げる作業日誌
  - 九 次条第十六号に掲げる台帳
  - 十 次条第十七号に掲げる組織運営規程
  - 十一 営業所に関する書類

## (衛生検査所の登録基準)

**第十二条** 法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。  
1 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器のほか、別表第一の上欄に掲げる検査にあつては、同表の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる検査用機械器具を有すること。

- 二 別表第二の各号の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上の面積を有する検査室を有すること。ただし、血液を血清及び血餅に分離すること（以下「血清分離」という。）のみを行う衛生検査所にあつては、十平方メートル以上の面積を有する検査室を有すること。
- 三 検査室は、検査室以外の場所から区別され、十分な照明及び換気がされるものであること。
- 四 微生物学的検査をする検査室は、専用のものであり、かつ、他の検査室とも明確に区別されていること。
- 五 医薬品である放射性同位元素で密封されていないもの（放射性同位元素の数量及び濃度が別表第三に定める数量及び濃度を超えるものに限る。以下「検体検査用放射性同位元素」といふ。）を備える衛生検査所は、厚生労働大臣が定める基準に適合すること並びにその衛生検査所の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の構造設備を有すること。
- 六 防じん及び防虫のための設備を有すること。
- 七 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。
- 八 検査業務に従事する者の消毒のための設備を有すること。
- 九 管理者として検査業務に関し相当の経験を有する医師が置かれているか、又は管理者として検査業務に関し相当の経験を有する臨床検査技師（検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあつては、管理者として当該衛生検査所における検査業務の管理に関し必要な知識及び技能を有する臨床検査技師として厚生労働大臣が別に定める臨床検査技師に限る。）が置かれ、かつ、衛生検査所の検査業務を指導監督するための医師（別表第五において「指導監督医」という。）が選任されていること。
- 十 別表第四の各号の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の医師又は臨床検査技師が置かれていること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、一人以上の医師又は臨床検査技師が置かれていること。
- 十一 第九号に掲げる管理者及び前号に掲げる者のほか、精度管理責任者として、検査業務に関し相当の経験を有し、かつ、精度管理に関し相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師が置かれていること。
- 十二 遺伝子関連・染色体検査の業務を実施するに当たつては、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者として、遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の経験を有する医師若しくは臨床検査技師又は遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の知識及び経験を有する者が置かれていること。
- 十三 次に掲げる事項を記載した検査案内書（イからチまでに掲げる事項については検査項目ごとに記載したものに限る。）が作成されていること。
- イ 検査方法
- ロ 基準値及び判定基準
- ハ 検査に要する日数
- ニ ホ測定（形態学的検査及び画像認識による検査を含む。以下同じ。）を委託する場合にあつては、実際に測定を行う衛生検査所等の名称
- ヘ 検体の採取条件、採取容器及び採取量
- ト 検体の保存条件
- チ 検体の提出条件
- リ 検査依頼書及び検体ラベルの記載項目
- ヌ 検体を医療機関から衛生検査所（他の衛生検査所等に測定を委託する場合にあつては、当該衛生検査所等）まで搬送するのに要する時間の欄
- 十五 別表第五の上欄に掲げる標準作業書に記載された作業日誌の記入要領に従い、次に掲げる作業日誌（事故又は異常への対応に関する記録の欄が設けられているものに限る。）が作成さ

- れていること。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、ハ及びヘに掲げる作業日誌を、血清分離を行わない衛生検査所にあつては、ニに掲げる作業日誌を作成することを要しない。
- イ 検体受付及び仕分作業日誌
- ロ 検体搬送作業日誌
- ハ 血清分離作業日誌
- ニ 検査機器保守管理作業日誌
- ホ 测定作業日誌
- ヘ 検体保管・返却・廃棄処理台帳
- ト 検査依頼情報・検査結果情報台帳
- イ 委託検査管理台帳
- ロ 試薬管理台帳
- ハ 温度・設備管理台帳
- ニ 統計学的精度管理台帳
- ホ 外部精度管理台帳
- ヘ 検体保管・返却・廃棄処理台帳
- ト 検査結果報告台帳
- リ 苦情処理台帳
- ヌ 教育研修・技能評価記録台帳
- ト ハ 衛生検査所の組織、運営その他必要な事項を定めた組織運営規程を有すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、精度管理に必要な措置が講じられていること。
- 十八 衛生検査所の管理者は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十四の二第一項の規定に基づき別に厚生労働省令で指定を受けた者に委託することができる。この場合においては、前項第五号の規定中廃棄施設にかかる部分は、適用しない。
- （衛生検査所の開設者の義務）
- 第十二条の二 衛生検査所の開設者は、管理者の下に精度管理責任者を中心とした精度管理のための体制を整備すること等により、検体検査に係る全ての作業を通じて十分な精度管理が行わるよう配慮しなければならない。
- 2 衛生検査所の開設者は、その衛生検査所の検査業務について、外部精度管理調査（都道府県その他）の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査を（以下「精度管理調査」といふ。）受けなければならない。ただし、血清分離のみを行う衛生検査所については、この限りでない。
- 3 衛生検査所の開設者は、当該衛生検査所において、遺伝子関連・染色体検査の業務を行つ場合は、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保のため、当該衛生検査所以外の一以上の遺伝子関連・染色体検査の業務を行つ衛生検査所の開設者、病院若しくは診療所の管理者又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の三第一項第二号に掲げる者と連携して、それぞれが保管し、又は保有する検体を用いるなどして、遺伝子関連・染色体検査の精度について相互に確認を行うよう努めなければならない。
- 4 衛生検査所の開設者は、検査業務に従事する者に必要な研修を受けさせなければならない。
- 第十二条の三 衛生検査所の管理者は、第十二条第十五号及び第十六条に掲げる書類を二年間保存（書類の保存）しなければならない。

**第十三条** 都道府県知事は、法第二十条の三第一項の登録をしたときは、申請者に同条第三項各号に掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日を記載した登録証明書を交付するものとする。  
(登録の変更)

**第十四条** 法第二十条の四第一項に規定する登録の変更を受けようとする衛生検査所の開設者は、都道府県知事に提出しなければならない。都道府県知事は、登録の変更をしたときは、前項の規定により提出された登録証明書にその旨を記載し、交付するものとする。

**第十五条** 衛生検査所を廃止し、休止し、又は休止した衛生検査所を再開した場合における法第二十条の四第三項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

(変更の届出)

**第十六条** 法第二十条の四第三項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 第十二条第九号に掲げる管理者の氏名

二 第十二条第十一号に掲げる精度管理責任者の氏名

三 第十二条第十二号に掲げる遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の氏名

四 第十二条第十七号に掲げる組織運営規程

2 前項の届出は、様式第九による届書を提出することによつて行うものとする。

3 管理者の変更の場合にあつては、第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、精度管理責任者の変更の場合にあつては、同項第四号に掲げる書類を添えなければならない。  
(法第二十条の四第四項の厚生労働省令で定める場合)

**第十七条** 法第二十条の四第四項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えている場合

二 次条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとする場合

三 衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えなくなつた場合  
(検体検査用放射性同位元素の届出)

**第十七条の二** 衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとするときの法第二十条の四第四項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を提出することによつて行うものとする。

一 衛生検査所の名称及び所在地

二 その年に使用を予定する検体検査用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもつて表わした数量

三 ベクレル単位をもつて表わした検体検査用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定量、一日の最大使用予定量及び三月間の最大使用予定量

四 検体検査用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

2 前条第一号に該当する場合の法第二十条の四第四項の規定による届出は、毎年十二月二十日までに、翌年において使用を予定する検体検査用放射性同位元素について前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届書を提出することによつて行うものとする。

3 前条第二号に該当する場合の法第二十条の四第四項の規定による届出は、あらかじめ、その旨を記載した届書を提出することによつて行うものとする。

4 前条第三号に該当する場合の法第二十条の四第四項の規定による届出は、十日以内にその旨を記載した届書を三十日以内にその後の措置を記載した届書を提出することによつて行うものとする。

**第十八条** 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第十による申請書に衛生検査所の登録証明書を添えて、これをその衛生検査所の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。  
(登録証明書の再交付の申請)

**第十九条** 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書を破り、よごし、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。この場合においては、破り、又はよごした衛生検査所の登録証明書を、申請書に添えなければならない。

**第二十条** 衛生検査所の開設者は、法第二十条の七の規定による衛生検査所の登録の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちにその衛生検査所の所在地の都道府県知事にその衛生検査所の登録証明書を返納しなければならない。  
(期限の特例)

**第二十一条** 第十七条の二第四項及び第五項に規定する届出の期限が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

**第二十二条** 法第二十条の五第二項に規定する証明書は、様式第十二による。

**附 則**  
(施行期日)  
1 この省令は、昭和三十三年七月二十二日から施行する。  
(受験願書に添えるべき書類の特例)

2 法附則第二項又は第三項の規定により試験を受けようとする者は、第六条の受験願書に、同条第二号又は第三号に掲げる書類に代えて、それぞれ法附則第二項又は第三項に該当する者であることを証する書類を添えなければならない。

(高等学校に入学することができる者と同等以上の学力があると認められる者)  
3 法附則第三項の規定により高等学校に入学することができる者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

一 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者  
二 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者  
三 旧師範教育令(昭和十八年勅令第百九号)による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者

七 前各号に掲げる者と同一の取扱を受ける者  
六 昭和十八年文部省令第六十三号(内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程)第一条から第三条まで及び第七条の規定により第一号、第二号又は第四号に掲げる者と同一の取扱を受ける者  
五 旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校の普通科の課程を修了した者  
四 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校尋常科の第二学年を修了した者  
三 旧高等学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校の普通科の課程を修了した者  
二 旧高等学校令(昭和十八年勅令第三百八十九号)による高等学校尋常科の第二学年を修了した者  
一 旧高等学校令(昭和十八年勅令第三百八十九号)による高等学校尋常科の第二学年を修了した者

附 則  
(昭和三六年一二月二八日厚生省令第五五号)



- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一項中臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第十一号、第十二条の二及び第十六条第一項の改正規定並びに第二項中医療法施行規則第九条の八第一項第三号の改正規定は、平成十一年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十六条第一項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に生じた管理者の氏名の変更について、なお従前の例による。
- 附 則** (平成一一年一月一一日厚生省令第二号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則** (平成一一年五月三一日厚生省令第六一号)
- 1 この省令は、平成十一年六月一日から施行する。
- 附 則** (平成一一年五月三一日厚生省令第七十七号)
- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一二年一〇月一三日厚生省令第一〇一号) 抄
- (施行期日)
- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- (様式に関する経過措置)
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附 則** (平成一三年一月三一日厚生労働省令第九号)
- (施行期日)
- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十七条の二第一項第三号の規定により都道府県知事に対する届出をしている者が行う当該届出については、この省令による改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十七条の二第一項第三号の規定にかかるらず、平成十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 附 則** (平成一三年七月一三日厚生労働省令第一五六号)
- 1 この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施行する。
- 附 則** (平成一三年九月二八日厚生労働省令第一九四号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一四年七月一日厚生労働省令第八五号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一六年三月二六日厚生労働省令第四七号)
- 1 この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。
- 附 則** (平成一七年六月一日厚生労働省令第一〇〇号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という)及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

**第二条** 平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者については、この省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第一条から第三条の三まで及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第二条中「令第四条第五号」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第七十号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(以下「旧令」という)第四条第五号」と、同令第二条の二第一項中「令第五条第二項」と、同令第三条中「法第六条第二項」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号。以下「平成十七年改正法」という)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた平成十七年改正法による改正前の法第六条第二項」と、同令第三条の二中「令第七条第二項」とあるのは「旧令第七条第二項」と、同令第三条の三第一項中「令第八条第二項」とあるのは「旧令第八条第二項」と、同令第三条第三項中「令第八条第三項」とあるのは「旧令第八条第三項」と、同令第十二条中「衛生検査技師」とあるのは「平成十七年改正法附則第三条第三項に規定する者」とする。

**附 則** (平成二三年二月二三日厚生労働省令第一七号)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二五年一月九日厚生労働省令第二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布的日から施行する。

**附 則** (平成二七年二月一一日厚生労働省令第一八号)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年七月二七日厚生労働省令第九三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五五七号。附則第三条において「改正法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

**附 則** (平成三〇年七月二七日厚生労働省令第一三一号)

(施行期日)

1 この省令は、医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五五七号。附則第三条において「改正法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

**第三条** この省令の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項の登録を受けている衛生検査所については、改正法第三条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の四第一項の登録の変更を受けるまでの間、この省令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行規則別表第一、別表第二及び別表第四の規定を適用せず、なお従前の例による。

**附 則** (平成三〇年一月九日厚生労働省令第一三九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年一月三〇日厚生労働省令第一三九号) 抄

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 第一条 (施行期日)

の省令は、平成三十一年一月一日から施行する。  
(令和元年五月七日厚生労働省令第一号)

（施行期日）  
第一条　この省令は、公布の日から施行する。  
（昭和元年五月十日政令第百四十一号）

経過措置 第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）

により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるもの

2 とみなす。  
旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

**第一**（施行期日）この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**第二条** (様式に関する経過措置)  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といいう)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**【臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則**

**第二条** 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十八年)

厚生労働省令第七十五号) 附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)第十二条の規定

新規登録疾患に関する法律施行規則（昭和三一年五月八日各令第二一四号、第一二六号の規定）一部については、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ

イルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る検体検査を行うために開設

される衛生検査所について、当分の間、適用しないことができる。

(施行期日) 第二回は、六月の日、つ延びる。

**(第一項) この省令は公布の日から施行する**

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年七月九日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

**第一条** (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されてゐる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

日本正統の機運とその歴史的背景

3 2  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
3 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百六十六号）附則第二項各号のいずれかに該当する者については、この省令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行規則第六条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。  
附 則（令和六年一月二六日厚生労働省令第一九号）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
別表第一（第十二条関係）

別表第一（第十二条関係）

一 微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所

二 前号に掲げる検査のうち、二の検査をする衛生検査所

三 第一号に掲げる検査のうち、三の検査をする衛生検査所

四 第一号に掲げる検査のうち、四以上の検査をする衛生検査所

別表第三（第十二条関係）

放射線を放出する同位元素の種類

核種

放射平衡中の子孫核種を含む。

一酸化物及び二酸化物以外のもの

二酸化物

一酸化物及び二酸化物

放射平衡中の子孫核種を含む。

放射平衡中の子孫核種を含む。

放射平衡中の子孫核種を含む。

放射平衡中の子孫核種を含む。

放射平衡中の子孫核種を含む。

濃度  
(Bq/g)

数量  
(Bq)

三十平方メートル  
五十平方メートル

四十平方メートル  
六十平方メートル

二十平方メートル  
三十平方メートル

二十平方メートル  
三十平方メートル

二十平方メートル  
三十平方メートル

二十平方メートル  
三十平方メートル

二十平方メートル  
三十平方メートル

40K	41A	39Ar	37Ar	39Cl	38Cl	36Cl	35S	35S	33P	33P	32Si	31Si	26Al	28Mg	24Na	22Na	19Ne	18F	15O	13N	14C	14C	11C	10Be	7Be	3H							
1×0.6	1×0.9	1×1.04	1×1.08	1×1.05	1×1.05	1×1.06	1×1.08	1×1.09	1×1.08	1×1.05	1×1.06	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.06	1×1.09	1×1.06	1×1.09	1×1.07	1×1.01	1×1.01	1×1.06	1×1.07	1×1.09	1×1.06								
1×0.2	1×1.02	1×1.07	1×1.06	1×1.01	1×1.01	1×1.05	1×1.06	1×1.03	1×1.03	1×1.03	1×1.03	1×1.01	1×1.01	1×1.01	1×1.02	1×1.01	1×1.02	1×1.04	1×1.07	1×1.08	1×1.01	1×1.04	1×1.03	1×1.06	1×1.06								
60Co	58Co	57Co	56Co	55Co	60Fe	59Fe	55Fe	52Fe	56Mn	54Mn	53Mn	52Mn	50Mn	51Cr	49Cr	48V	49V	48V	47V	45Ti	44Ti	49Sc	48Sc	47Sc	46Sc	44Sc	43Sc	47Ca	45Ca	41Ca	44K	43K	42K
1×1.05	1×1.07	1×1.06	1×1.06	1×1.05	1×1.06	1×1.06	1×1.06	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.07	1×1.06	1×1.06	1×1.07	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.05	1×1.06	1×1.06	1×1.07	1×1.05	1×1.05	1×1.06	1×1.06	1×1.05	1×1.06	1×1.06	
1×1.01	1×1.04	1×1.02	1×1.01	1×1.01	1×1.02	1×1.01	1×1.04	1×1.01	1×1.01	1×1.01	1×1.01	1×1.01	1×1.01	1×1.03	1×1.01	1×1.02	1×1.04	1×1.01	1×1.01	1×1.01	1×1.03	1×1.01	1×1.02	1×1.01	1×1.01	1×1.01	1×1.05	1×1.01	1×1.01	1×1.02	1×1.01	1×1.01	1×1.02







1 2 3 X e	1 2 2 X e	1 2 1 X e	1 2 0 X e	1 3 5 I	1 3 4 I	1 3 3 I	1 3 2 m I	1 3 2 I	1 3 1 I	1 3 0 I	1 2 9 I	1 2 8 I	1 2 6 I	1 2 5 I	1 2 4 I	1 2 3 I	1 2 1 I	1 2 0 m I	1 2 0 I	1 3 4 T e	1 3 3 T e	1 3 2 T e	1 3 1 m T e	1 2 9 m T e	1 2 7 m T e	1 2 5 m T e	1 2 3 m T e	1 2 1 m T e	1 2 1 T e	1 1 6 T e	1 3 1 S b
放射平衡中の子孫核種を含む。																															
1 0 9	1 × 1 0 9	1 × 1 0 9	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5		
1 0 2	1 × 1 0 2	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1			
1 3 7 L a	1 3 5 L a	1 3 2 L a	1 3 1 B a	1 4 4 B a	1 4 0 B a	1 3 9 B a	1 3 7 m B a	1 3 5 m B a	1 3 3 B a	1 3 3 B a	1 3 1 m B a	1 3 1 B a	1 2 8 B a	1 2 6 B a	1 3 8 C s	1 3 7 C s	1 3 6 C s	1 3 5 m C s	1 3 4 m C s	1 3 2 C s	1 3 1 C s	1 3 0 C s	1 2 7 C s	1 3 8 X e	1 3 5 m X e	1 3 3 X e	1 3 1 m X e	1 2 9 m X e	1 2 7 X e	1 2 5 X e	
放射平衡中の子孫核種を含む。																															
1 0 7	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 4	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 4	1 × 1 0 5	1 × 1 0 4	1 × 1 0 5	1 × 1 0 4			
1 0 3	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 3					



1 6 2 T m	1 7 2 E r	1 7 1 E r	1 6 9 E r	1 6 5 E r	1 6 1 H o	1 6 7 H o	1 6 6 m H o	1 6 6 H o	1 6 4 m H o	1 6 4 H o	1 6 2 m H o	1 6 2 H o	1 6 1 H o	1 5 9 H o	1 5 7 H o	1 5 5 H o	1 6 6 D y	1 6 5 D y	1 5 9 D y	1 5 7 D y	1 5 5 T b	1 6 1 T b	1 6 0 T b	1 5 8 T b	1 5 7 T b	1 5 6 m T b	1 5 6 T b	1 5 5 T b	1 5 4 T b	1 5 3 T b	1 5 1 T b	1 4 9 T b	1 4 7 T b	1 5 9 G d	1 5 3	
1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7				
1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 4	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2				
1 8 2 H f	1 8 1 H f	1 8 0 m H f	1 7 9 m H f	1 7 8 m H f	1 7 5 H f	1 7 3 H f	1 7 2 H f	1 7 0 L u	1 7 9 L u	1 7 8 m L u	1 7 7 L u	1 7 6 m L u	1 7 5 L u	1 7 4 L u	1 7 3 L u	1 7 2 L u	1 7 1 L u	1 7 0 L u	1 6 9 L u	1 7 8 Y b	1 7 7 Y b	1 6 9 Y b	1 6 8 Y b	1 6 7 Y b	1 6 6 Y b	1 6 5 Y b	1 6 4 Y b	1 6 3 Y b	1 6 2 Y b	1 6 1 Y b	1 6 0 Y b	1 6 7 T m	1 7 3 T m	1 7 2 T m	1 7 1 T m	1 6 7 T m
1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 8	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6				
1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 4	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1					

$^{188}\text{Re}$	$^{188}\text{Re}$	$^{187}\text{R}$	$^{186}\text{mRe}$	$^{186}\text{Re}$	$^{184}\text{mRe}$	$^{184}\text{Re}$	$^{182}\text{Re}$	$^{181}\text{Re}$	$^{178}\text{Re}$	$^{177}\text{Re}$	$^{188}\text{W}$	$^{187}\text{W}$	$^{185}\text{W}$	$^{181}\text{W}$	$^{179}\text{W}$	$^{178}\text{W}$	$^{177}\text{W}$	$^{176}\text{W}$	$^{186}\text{Ta}$	$^{183}\text{Ta}$	$^{182}\text{Ta}$	$^{180}\text{mTa}$	$^{179}\text{Ta}$	$^{178}\text{Ta}$	$^{177}\text{Ta}$	$^{176}\text{Ta}$	$^{175}\text{Ta}$	$^{174}\text{Ta}$	$^{173}\text{Ta}$	$^{172}\text{Hf}$	$^{183}\text{Hf}$	$^{182}\text{mHf}$
$^{107}\text{O}_5$	$^{110}\text{O}_9$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_5$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_5$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_5$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_4$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$									
$^{102}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_3$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_4$	$^{110}\text{O}_3$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_3$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_3$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$			
$^{200}\text{Pt}$	$^{199}\text{mPt}$	$^{197}\text{Pt}$	$^{195}\text{mPt}$	$^{193}\text{mPt}$	$^{193}\text{Pt}$	$^{191}\text{Pt}$	$^{189}\text{Pt}$	$^{188}\text{Pt}$	$^{186}\text{Pt}$	$^{195}\text{Ir}$	$^{194}\text{Ir}$	$^{193}\text{Ir}$	$^{192}\text{Ir}$	$^{190}\text{mIr}$	$^{190}\text{Ir}$	$^{189}\text{Ir}$	$^{188}\text{Ir}$	$^{186}\text{Ir}$	$^{185}\text{Ir}$	$^{187}\text{Ir}$	$^{188}\text{Ir}$	$^{186}\text{Ir}$	$^{184}\text{Ir}$	$^{194}\text{Os}$	$^{191}\text{Os}$	$^{189}\text{mOs}$	$^{182}\text{Os}$	$^{181}\text{Os}$	$^{180}\text{Os}$	$^{189}\text{Re}$		
$^{106}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_5$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_5$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_4$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_5$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_7$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$	$^{110}\text{O}_6$			
$^{102}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_3$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_4$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_4$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_4$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_3$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$	$^{110}\text{O}_1$	$^{110}\text{O}_2$			

放射平衡中の子孫核種を含む。

放射平衡中の子孫核種を含む。

2 0 5 P b	2 0 3 P b	2 0 2 m P b	2 0 2 P b	2 0 1 P b	2 0 0 P b	1 9 9 P b	1 9 8 P b	1 9 5 m P b	1 9 4 T 1	2 0 2 T 1	2 0 1 T 1	2 0 0 T 1	1 9 9 T 1	1 9 8 m T 1	1 9 7 T 1	1 9 5 T 1	1 9 4 m T 1	1 9 4 H g	2 0 3 H g	1 9 7 m H g	1 9 7 H g	1 9 5 m H g	1 9 4 H g	1 9 3 m H g	1 9 3 H g	1 9 3 m A u	2 0 1 A u	2 0 0 m A u	2 0 0 A u	1 9 9 A u	1 9 8 m A u	1 9 5 A u	1 9 4 A u	1 9 3 A u
1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 4	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7						
1 × 1 0 4	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 4	1 × 1 0 2	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2							
2 2 5 A c	2 2 4 A c	2 2 8 R a	2 2 7 R a	2 2 6 R a	2 2 5 R a	2 2 3 F r	2 2 2 F r	2 2 2 R n	2 2 0 R n	2 1 1 A t	2 0 7 A t	2 1 0 P o	2 0 9 P o	2 0 8 P o	2 0 7 P o	2 0 6 P o	2 0 5 P o	2 0 3 P o	2 1 4 B i	2 1 3 B i	2 1 2 B i	2 1 0 m B i	2 0 7 B i	2 0 6 B i	2 0 5 B i	2 0 3 B i	2 0 2 B i	2 0 1 B i	2 1 2 P b	2 1 1 P b	2 1 0 P b			
放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。							
1 × 1 0 4	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 4	1 × 1 0 5	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 8	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 4	1 × 1 0 4	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 4							
1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 4	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2								

2 4 3 C m	2 4 2 C m	2 4 1 C m	2 4 0 C m	2 3 8 C m	2 4 6 A m	2 4 5 A m	2 4 4 A m	2 4 3 A m	2 4 2 A m	2 4 1 A m	2 4 0 A m	2 3 9 A m	2 3 8 A m	2 3 7 A m	2 4 0 N p	2 3 9 N p	2 3 8 N p	2 3 7 N p	2 3 6 N p	2 3 5 N p	2 3 4 N p	2 3 3 N p	2 3 2 N p	2 3 4 P a	2 3 3 P a	2 3 2 P a	2 3 1 P a	2 2 8 P a	2 2 7 P a	2 2 8 A c	2 2 6 A c	
																														放射平衡中の子孫核種を含む。		
1 × 1 0 4	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 4	1 × 1 0 3	1 × 1 0 6	1 × 1 0 4	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3	1 × 1 0 5			
1 × 1 0 0	1 × 1 0 2	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 3	1 × 1 0 0	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2					
一 射 性 同 位 元 素 の そ れ ぞ れ の 数 量 及 び 濃 度 と す る。 元 素 の 数 量 及 び 濃 度 と す る。	備 考	元素	その他の同位	2 5 8 M d	2 5 7 M d	2 5 7 F m	2 5 5 F m	2 5 4 F m	2 5 2 F m	2 5 4 m E s	2 5 4 E s	2 5 3 E s	2 5 1 E s	2 5 0 E s	2 5 4 C f	2 5 3 C f	2 5 2 C f	2 5 1 C f	2 5 0 C f	2 4 9 C f	2 4 8 C f	2 4 6 C f	2 4 4 C f	2 5 0 B k	2 4 6 B k	2 4 5 B k	2 5 0 C m	2 4 8 C m	2 4 7 C m	2 4 6 C m	2 4 5 C m	2 4 4 C m
		アルファ線を放出するもの	アルファ線を放出しないもの																													
		1 × 1 0 4	1 × 1 0 3	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 6	1 × 1 0 4	1 × 1 0 5	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 6	1 × 1 0 7	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 6	1 × 1 0 5	1 × 1 0 3		
放射性同位元素の数量及び濃度とす る。元素の種類が二種類以上の場合は、この表に掲げる種類の放射性同位元素の数量及び濃度に対する割合の和が1となるような放		1 × 1 0 0	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0											
		1 × 1 0 -1	1 × 1 0 -1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0	1 × 1 0 3	1 × 1 0 1	1 × 1 0 0											

二 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号) 第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質を除く。  
三 数量及び濃度について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は次表による。

親核種	子孫核種
28 Mg	28 Al
44 Ti	44 Sc
60 Fe	60m Co
68 Ge	68 Ga
82 Sr	82 Rb
83 Rb	83m Kr
90 Sr	90 Y
87 Y	87m Sr
93 Zr	93m Nb
97 Zr	97Nb
95m Tc	95Tc (0.04)
106 Ru	106Rh
108m Ag	108Ag (0.089)
121m Sn	121Sn (0.776)
126 Sn	126m Sb
137 Cs	137m Ba
140 Ba	140La
144 Ce	144Pr
146 Gd	146Eu
172 Hf	172Lu
178 W	178Ta
188 W	188Re
189 Re	189m Os (0.241)
194 Os	194Ir
194 Hg	194Au
195m Hg	195Hg (0.542)
199 Pb	199Bi
210 Pb	210Po
212 Pb	212Po (0.36)、212Po (0.64)
210 Bi	208Tl (0.36)、212Po (0.64)
212 Bi	208Tl (0.36)、212Po (0.64)

**別表第四(第十二条関係)**

一 微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所

二 前号に掲げる検査のうち、二以上の検査をする衛生検査所(次号に該当する衛生検査所を二人除く)。

三 第一号に掲げる検査のうち、微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検査のいずれを三人も含む三以上の検査をする衛生検査所

**別表第五(第十二条関係)**

一 準作業書の種類

二 作成すべき標記載すべき事項

三 作業書

四 検体受付及び

五 検体搬送標準

六 仕分標準作業書

七 血清分離標準

八 作業書

九 検体受付及び

十 検体搬送標準

十一 仕分標準作業書

十二 血清分離標準

十三 作業書

十四 検体受付及び

十五 検体搬送標準

十六 仕分標準作業書

十七 血清分離標準

十八 作業書

一 一般的な搬送条件及び注意事項

二 搬送時間又は搬送条件に特に配慮をする検査項目及び当該配慮すべき事項

三 保存条件ごとの専用搬送ボックスの取扱いに関する事項

四 衛生検査所等への搬送の過程において一時的に検体を保管するときの注意事項

一 検体受付及び改定年月日

二 検体受付及び改定年月日

三 検体受付及び改定年月日

四 検体受付及び改定年月日

一 血清分離室前の検査用機械器具の点検方法

二 血清分離室の温度条件

三 遠心分離を行った時間及び温度条件

四 血清分離作業日誌の記入要領

	備考	備考
一	能評価標準作業書	教育研修・技能評価標準作業
二	検査分類ごとの研修計画に關する事項	検査分類ごとの研修計画に關する事項
三	技能評価の手順	技能評価の手順
四	技能評価基準及び資格基準に關する事項	技能評価基準及び資格基準に關する事項
五	教育研修・技能評価記録台帳の記入要領	教育研修・技能評価記録台帳の記入要領
	作成及び改定年月日	作成及び改定年月日

厚生労働省記入欄	登録番号		受取人印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい)	
登録年月日				
臨床検査技師免許申請書				
平成	年	月	施行第	回臨床検査技師国家試験合格受験地受験番号
1~4の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。				
1. 臨床検査技師の業務に關し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事實及び年月日) 有・無				
2. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名) 有・無				
3. 旧姓併記の希望の有無。 有・無				
4. 過去に臨床検査技師免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号) 有・無				
上記により、臨床検査技師免許を申請します。				
本籍(国籍)	都道府県	住所	都道府県	電話( )
ふりがな(氏)	(名)	性別	男	
氏名	(旧姓)	女		
通称名				
生年月日 平成和暦 西暦		年	月	日
厚生労働大臣 殿				
厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印		
都道府県コード				

厚生労働省記入欄	登録番号		受取人印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい)	
訂正書換え年月日				
臨床検査技師名簿訂正・免許証書換え交付申請書				
登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成 令和 西暦
変更を生じた事項				
変更前				
コード番号			変更後(第1回)	
本籍(国籍)	都道府県		都道府県	
ふりがな(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)(名)
氏名	(旧姓)	(旧姓)	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望	有・無			
通称名				
生年月日 昭和 平成 令和 西暦	年	月	日	年
性別	男・女	男・女		
変更の事由				
上記により、臨床検査技師名簿訂正・免許証書換え交付を申請します。				
年	月	日		
住所	都道府県	電話	( )	
氏名				
厚生労働大臣 殿				
厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印		
都道府県コード				

様式第三(第三条関係)

備考 氏名と併せて記載する。	臨床検査技師免許証		
	本籍地都道府県名(国籍)	氏名	年月日
臨床検査技師名簿登録年月日	年月日生	年月日	年月日
厚生労働大臣	印		

様式第四(第三条の三関係)

厚生労働省記入欄	登録番号	取 入 印 紙 欄			
	再交付年月日	(収入印紙は消印しないで下さい)			
臨床検査技師免許証再交付申請書					
登録番号	第	号	登録年月日	昭和令年月日	
本籍(国籍)	都道府県				
ふりがな	(氏)	(名)	性別		
氏名			男		
(旧姓)			女		
通称名					
生年月日	大昭和令西暦	年	月	日	
免許取得資格	昭和令年月日	月	施行第	回	臨床検査技師試験合格
(上記試験以外により免許を受けた者にあっては、その資格)					
上記の臨床検査技師免許証を(き損・失)したので、関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。 年月日					
住所	都道府県	電話	( )		
氏名					
厚生労働大臣 殿					
厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印			
		都道府県コード			

様式第五(第六条関係)

臨床検査技師国家試験願書

収入印紙

受験地

上記により、臨床検査技師国家試験を受験したいので申請します。

令和 年 月 日

本籍(国籍)

住所 電話 ( )

ふりがな  
氏名

年 月 日生

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
 2 字は、インク、ボールペン等(黒又は青に限る。)を用い、かい書ではつきりと書くこと。  
 3 収入印紙には、消印をしないこと。

様式第六(第十一條関係)

## 衛生検査所登録申請書

衛生検査所の名称			
衛生検査所の所在地			
検査業務の内容			
検査用機械器具の名称及び数			
衛生検査所の構造設備の概要			
衛生検査所の管理責任者	氏名		
	資格		
検査業務を指導監督する医師の氏名			
精度管理責任者	氏名	資格	
遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者	氏名	資格	
その他の医師又は臨床検査技師	氏名	資格	

上記により、衛生検査所の登録を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事(保健所設置市市長又は特別区区長) 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。  
 3 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の氏名及び資格は、遺伝子関連・染色体検査の業務を実施する場合にのみ記載すること。

## 様式第七(第十四条関係)

## 衛生検査所登録変更申請書

登録番号		登録年月日
衛生検査所の名称		
衛生検査所の所在地		
変更内容	変更前	変更後
備考		

上記により、衛生検査所の登録の変更を申請します。  
年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事(保健所設置市市長又は特別区区長) 殿  
(注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第八(第十五条関係)

## 休止届書

登録番号		登録年月日
衛生検査所の名称		
衛生検査所の所在地		
休止、廃止又は再開の年月日		
備考		

休止  
上記により、廃止の届出をします。  
再開  
年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事(保健所設置市市長又は特別区区長) 殿  
(注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。  
3 休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記すること。

様式第九(第十六条関係)

## 変更届書

登録番号		登録年月日	
衛生検査所の名称			
衛生検査所の所在地			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

上記により、変更の届出をします。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都道府県知事(保健所設置市長又は特別区区長) 殿

(注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第十(第十八条関係)

## 登録証明書書換え交付申請書

登録番号		登録年月日	
衛生検査所の名称			
衛生検査所の所在地			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

上記により、登録証明書の書換え交付を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第十一(第十九条関係)

## 登録証明書再交付申請書

登録番号		登録年月日
衛生検査所の名称		
衛生検査所の所在地		
再交付申請の理由		
備考		

上記により、登録証明書の再交付を申請します。

年月日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(注意) 1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

## 様式第十二(第二十二条関係)

(表面)

第 号 臨床検査技師等に関する法律第20条の5 第2項の規定による身分証明書 氏名	年 月 日生
年 月 日発行	写 真
都道府県(保健所設置 市又は特別区)	

(裏面)

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年 法律第76号)抜粋 第20条の5 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録を受けた衛生検査所の開設者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、その衛生検査所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を調査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 四 第20条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 注 保健所を設置する市又は特別区にあつては、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定により、前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うこととなつている。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------